

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	岐阜県中津川市	
計画期間 実施期間	平成20年 平成21年～平成24年	総事業費(交付金) 146,600千円(80,630千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本地区の活性化計画は、定住人口の確保、定住等の促進に資する遊休農地の解消を目標としていることから、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	新中津川市総合計画 中期事業推進計画(平成19年12月)において、主要事業として位置づけられている。 中津川市田園環境整備マスタープラン(平成20年8月)において、本地区は環境配慮区域として設定されている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本事業は、関係農業者の合意形成を基礎として計画されている。
事業の推進体制は確立されているか	○	青木平地区団体営基盤整備促進事業組合を平成20年6月17日設立しており、推進体制は確保されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	区画整理により生産性の向上、営農作業の効率化、大豆・飼料作物の生産振興等を図る計画であり、農業経営の安定化・営農意欲の向上を図り、農家の定住維持、遊休農地の解消を目指すものであり、目標と事業内容の整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間及び実施期間は4年であり、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	(交付要望額)80,630千円≦(交付限度額:事業費146,600千円×交付額算定交付率5.5/10=80,630千円)で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	本計画は、すべて新規事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	区画整理 道路工(路床)の耐用年数は40年、用水路工・排水路工の耐用年数は30年 整地工の耐用年数は100年であり5年以上である。防護柵の耐用年数は、14年であり、5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」に基づき策定された「新たな土地改良の効果算定マニュアル(平成19年)」により算定しており、適切である。 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2)
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記の費用対効果分析により算定結果は、1.27であり効果は十分見込める。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は、基盤整備であり実施要綱等に定める要件を満たしている。事業主体は、中津川市実施要領に等に定める要件受益面積5ha以上については、受益面積12.2haあり満たしている。

項目	チェック欄	判断根拠
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	－	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	－	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	－	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	－	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	平成20年度土地改良工事積算基準により、適切に積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既設道路を利用し新たな農道を計画しないことによるコスト縮減。また、再生砕石などのリサイクル材の使用により、建設コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	－	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	－	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	遊休農地の解消や農地集団化等を目的とした区画整理計画となっており、適切である。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	○	区画整理地区内にて、道路・用水路・排水路を整備する計画であり、施設用地が確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	中津川市「中長期事業計画」に掲載してある事業であり適正な資金計画を立てている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	－	整備後の土地改良施設は、地元維持管理組合及び中津川市により適正な維持管理を行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	－	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。